

都市税財源の充実強化に関する決議

平成 26 年度の地方財政は、増大する社会保障の持続性と安心の確保等のため、本年 4 月の地方消費税率の引上げ等により地方税源の充実が図られ、ようやく昨年度の水準を上回る一般財源総額が確保できたところである。

しかし、その真の姿を見れば、社会保障関係費の自然増や防災・減災事業、地域の活性化等の課題に対応するために必要な財源が年々増加していることなどにより、徹底した行財政改革に努力しているにもかかわらず、なお巨額の財源不足が生じているという極めて厳しい状況にある。

このような中において、政府等においては現在、「成長戦略」を推進し、我が国経済の競争力を向上させるため、法人実効税率のあり方についての検討が行われている。我が国の法人関係税収の 6 割が地方の重要な財源となっている現状を踏まえれば、法人実効税率を引き下げの場合については、地方の行財政運営に支障が生じないように、代替財源は必ず確保されなければならない。

都市自治体は、住民の最も身近なところで住民生活に直結した広範な行政サービスを提供しており、今後ともそれらを持続的に実施していくためには、安定的な税財源の確保が不可欠である。

よって、国は、都市行政が国民生活のために果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化に向け、下記事項の実現を図るよう強く要請する。

記

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5 : 5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 消費税率（国・地方）の引上げについては、持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保する観点から、平成 27 年 10 月からの措置についても法の規定に基づき適切に対応すること。

(3) 国・地方を通じた法人関係税収が、地方公共団体の行政サービスを支えるうえで重要な財源であることを踏まえ、その実効税率を引き下げの場合は、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、都市自治体の歳入に影響を与えないこと。

(4) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

(5) 自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている重要な財源であることから、消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

(6) 地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

2. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ

(1) 都市自治体においては、医療、介護、子育て等社会保障などの経常的行政サービスの充実、道路・橋梁、学校等の維持改修や防災・減災事業の推進、さらには地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応や地域経済基盤強化や雇用対策等、さまざまな課題が山積している。

これらの課題をはじめ地方行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

(2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方自治体の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

以上決議する。

平成26年6月4日

全 国 市 長 会